



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ セミナー開催のご案内

ごあいさつ



男耕女織 (だんこうじょしょく)

紅葉がとても美しいシーズンを迎えました、皆様方にはお変わりなくお過ごしのことと存じあげます。

『美しい国 日本』という標語を掲げ、今から7年ほど前に誕生した安倍政権でしたが、一年も持たずに倒壊、その後 福田、麻生と続き、遂に民主党政権になったのはまだ記憶に新しいところです。

昨年再登板した安倍政権ですが、「政治とカネ」の問題が後を断たないのは何故なのだろうか？ しかも安倍内閣の目玉であるはずの女性閣僚が二人そろって辞任というのはあまりにもお粗末としか言いようがありません。

また安倍首相は「すべての女性が輝ける社会」を掲げ、2020年までに女性管理職を3割に増やす方針だとか、経済界などにも働きかけているようです。

しかしながら、一歩立ち止まって考えてみると、今日ほど女性の社会進出が著しい時代はこれまでになかったような気がします。

例えばスポーツの世界でも、ゴルフ・サッカー・マラソン・柔道とあらゆる分野で日本女性の活躍が目立っています。

このうえさらに国は、女性に子供を預け、一生懸命働けと言っているように思えてなりません。果たしてそれは赤ちゃんや幼児にとって良いことなのだろうか。むしろ母親のスキンシップ・子育ての方が大切なのではないかと思う。母親だけでなく幼児にとっても一生に一度のチャンス。その時期に母親の愛情を育み、親子の絆を結ぶ大切な時間であるはず。子育ての時こそ女性が人間として最も美しく輝ける瞬間!! というのが3人の子を育てたものの実感です。むしろ私はもっともっと『男性が輝ける社会』の実現を願う一人です。

男性の失業率や生活保護受給者を減らし、結婚率や出生率を高め、共働きでなくても暮らせる政策こそ、今まさに必要なのではないだろうか。

作家で評論家の曾野綾子氏は、ある新聞紙上で『女性大臣や女性管理職の率を上げるのは女性を馬鹿にした差別的な操作だ。男女を問わず各人の能力を公平に評価し、それにふさわしい人物を登用すべきだ』と言っています。まさしくそのとおりである。それとも安倍首相は、男性がこれ以上輝くのは無理と諦めたのでしょうか。

男も女もそれぞれ、天から与えられた元々の職分がある(男耕女織)ということをお忘れしているようではない。

税務カレンダー

2014年11月

- ◆ 個人事業税 第2期・・・12/1 まで
- ◆ 個人所得稅 予定納稅第2期・・・12/1 まで

2014年12月

- ◆ 固定資産稅 第3期・・・1/5 まで
- ◆ 個人事業主 消費稅簡易課稅制度選別(不適用)届出書の提出期限
- ◆ 年末調整事務

2015年1月

- ◆ 源泉所得稅 納期特例分・・・1/20 まで
- ◆ 住民稅普通徴収 第4期・・・2/2 まで
- ◆ 法定調書合計表の提出・・・2/2 まで
- ◆ 給与支払報告書の提出・・・2/2 まで
- ◆ 償却資産申告書の提出・・・2/2 まで

税 務 TOPIX

平成27年度から 個人住民税の特別徴収が義務化されます

埼玉県では平成27年度より、給与所得者の個人住民税の徴収方法を、原則、給与から天引きする『特別徴収』とされます。

個人住民税の徴収は27年6月徴収分からスタートし、毎月翌月10日に納付することとなります。なお、常時2名以下の小規模事業者など、一部の例外はあります。

借金の「個人保証」原則廃止へ!!

会社が金融機関から融資を受ける際に社長の個人保証を取ることが原則禁止となりそうです。来年の民法改正案として法制審議会が提案。早ければ来年の通常国会で成立する見通し。ねらいは連帯保証人になったことによる「生活破綻」や「自殺」など不幸の連鎖を断ち切ることにあります。これが逆に金融機関の新たな貸し渋りにならないように願いたいものです。



「配偶者控除の廃止案」の結末

配偶者控除（配偶者特別控除）の廃止を提唱した安倍政権でしたが、抵抗勢力の強力な反対に会い、行き詰まったかと思いきや、ならばと国家公務員の月額13,000円の配偶者手当の支給廃止を決定。戦いの場は官僚対政治家の場に移ったようです。まだしばらく尾を引きそうな気配で予断を許しません。

ロータリー(ライオンズ)クラブの年会費は必要経費にならず!!

「ロータリークラブの年会費は事業所得の必要経費にはならない」とする国税不服審判所から最新判決が出ました。司法書士業を営む個人事業者が税務調査で否認され、国税不服審判所に訴えていたが、「社会奉仕を目的とするロータリークラブなどの会費は、司法書士業には必要性がなく、よって経費とは認められない」と判決が下されました。

健康診断で 40万円の助成金!!



4人以上のパート労働者が医療機関で健康診断（人間ドックなど）を受け、その費用を会社が負担した場合には、一律40万円の補助金を支給する制度がスタート。

厚生労働省の「パート労働者にも手厚い優遇」をねらった新制度。実際にかかった経費よりも補助金が多くなることも有りうる制度だが、健康づくりには大盤振る舞いという批判も・・・。

なお、労働局への事前認定や、就業規則の規定が必要などの条件があります。

NEWS WAVE

女性部長の「梅干」応援実る!

このほど開催された 埼玉県税理士会ソフトボール大会で、春日部支部が昨年、一昨年に続き、3年連続優勝を達成しました。

県内、北は秩父支部から 南は朝霞支部まで、15支部で競う恒例のソフトボール大会が10月3日 さいたま市 大宮けんぼグラウンド、快晴のもとで開催されました。

当日は、八鍬女性部長が「梅干し」を大量に差し入れて応援。これを食べた各選手が『スッぱいを繰り返すな』とばかりに奮闘。決勝戦では、強豪の川越支部に快勝。見事3連覇を達成しました。

やはり疲れた体には梅干しが効くようです。



税金 Q&A

生命保険の上手な活用法

年末調整の資料として、保険会社から生命保険の控除証明書や、契約内容確認のお知らせが届いている時期です、今回は相続対策に上手に活用できるよう生命保険のポイントを整理してみましょう。



税理士 八鍬幸江

相続で使える生命保険の特徴

- (1) 亡くなった時に現金が受け取れる
- (2) 受取人を指定できるため、遺産分割協議の対象とならない。
- (3) 相続人には非課税枠「500万円×法定相続人数」がある。
- (4) 遺留分、特別受益に該当しない。

契約形態による課税関係

パターン	契約条件	契約者	被保険者	受取人	課税関係
A	契約者＝被保険者	夫	夫	妻	相続税（非課税枠あり）
B	契約者＝被保険者	夫	夫	相続人以外	相続税（非課税枠なし）
C	契約者＝受取人	子	夫	子	所得税（一時所得）
D	契約者・被保険者・受取人、 全て異なる	夫	妻	子	贈与税

目的別契約形態

- (1) 非課税枠を最大限活用したい場合 ⇒ パターン A を選択する
- (2) 相続人以外の人にあげたい場合 ⇒ パターン B を選択する
- (3) 相続税率が高い場合 ⇒ パターン C を選択する



パターンCのポイント

- (1) 保険料の負担で贈与 親から子へ保険料相当分の生前贈与を活用（年110万円まで非課税）
- (2) 一時所得の仕組みを活用 一時所得は50万円を控除し、さらに1/2課税
(収入 - 費用 - 50万円) × 1/2 = 一時所得 ※

※ 所得税と住民税合わせて最高でも25%の税率で かなりお得

受取人の変更は生前に

契約者・被保険者・受取人全て同じ契約の場合は、生前に受取人の変更をすることをお勧めします。一度、加入している契約を再確認しましょう。

3つの名義人の確認を

安心を手に入れる保険です。時が経つにつれ家族構成や保険の目的も変化します。現状に最適な保険かどうか、タンスの中に眠ったままの保険証券を今一度確認してみましょう。

～ 酉 (トリ) の 市 ～

1年間の無事に感謝し、来る年の幸福を願う酉の市。

酉の市は例年11月の酉の日に行われる祭り。

(12月に行われる所もあります)

浅草の酉の市が有名ですが、埼玉県神社でもたくさんの酉の市が開催されていますのでご紹介いたします。



12月 3日 (水)	熊野神社	川越線、東武東上線川越駅
12月 4日 (木)	鷺宮神社	東武伊勢崎線鷺宮駅
12月 4日 (木)	鴻神社	高崎線鴻巣駅
12月 6日 (土)	愛宕神社	秩父鉄道行田市駅
12月 6日 (土)	緑町不動尊	八高線、東武東上線小川町駅
12月 8日 (月)	高城神社	高崎線熊谷駅
12月 10日 (水)	大宮氷川神社	大宮駅から徒歩 20 分
12月 15日 (月)	川口神社	京浜東北線川口駅
12月 17日 (水)	和楽備神社	京浜東北線蕨駅



以上、埼玉県内の酉の市の日程のご紹介ですが、「商売繁盛、家内安全」を願って出かけてみてはいかがでしょうか。

事務所より みなさまへお知らせ

相続税・贈与税改正 特別セミナー開催

平成 27 年 1 月より相続税法が改正され、基礎控除の引下げ、税率の引上げなどで大幅に増税されます。

ちょっとした不動産を持っていれば、かなりの確率で相続税の申告・納税の対象となりそうです。

これにどのように対処するか、今からできる有効な対策はないか、そして 相続税額の簡単な計算方法などについて、税の専門家が詳しく解説致します。

参加費無料です。

先着順ですので、別紙
申込書にて早めのお申し
込みを。

セミナー内容

- ① 相続税改正の影響
- ② 相続税を少なくする方法はあるのか
- ③ 相続税はいくらかかるのか
- ④ 間違いのない生前贈与の活用は

【日 時】 平成 26 年 11 月 29 日 (土) 午前 10 時より

【会 場】 八鍬税務会計 2階セミナールーム
(蓮田市馬込1丁目31)

【定 員】 先着 20 名

【受講料】 無 料

【駐車場】 あ り



ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・経営や相続対策などなど、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

まもなく師走。一年が本当に早く感じられます。昨年秋号からスタートした本通信も何とか5号まで発刊することができました。

忙しいという前に日頃の無事に感謝し、心おだやかに年の瀬を迎えたいものです。

連絡先 八鍬 税 務 会 計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須